

お知らせ

当院の入院基本料、入院時食事療養費及び寝具等については、次のとおりでありますので、お知らせします。

1. 入院料等について

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準等に基づく保険医療機関であり、一般病棟については「急性期一般入院料4」及び「地域包括ケア病棟入院料2」の承認を受けております。

① 東病棟（急性期病棟）には、1日につき11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日につき2人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間毎の配置については、次のとおりです。

- ◇ 日 勤 午前8時30分～午後5時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は 6人以内です。看護補助者1人あたりの受け持ち患者は35人以内です。）
- ◇ 深 夜 午前0時30分～午前9時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は12人以内です。看護補助者1人あたりの受け持ち患者は35人以内です。）
- ◇ 準 夜 午後4時30分～午前1時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は12人以内です。看護補助者1人あたりの受け持ち患者は35人以内です。）

② 南病棟（急性期病棟）には、1日につき14人以上の看護職員（助産師、看護師及び准看護師）及び1日につき3人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間毎の配置については、次のとおりです。

- ◇ 日 勤 午前8時30分～午後5時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は 6人以内です。看護補助者1人あたりの受け持ち患者は44人以内です。）
- ◇ 深 夜 午前0時30分～午前9時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は11人以内です。看護補助者1人あたりの受け持ち患者は44人以内です。）
- ◇ 準 夜 午後4時30分～午前1時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は11人以内です。看護補助者1人あたりの受け持ち患者は44人以内です。）

③ 北病棟（地域包括ケア病棟）については、1日につき10人以上の看護職員（看護師、准看護師及）が勤務しております。なお、時間毎の配置については、次のとおりです。

- ◇ 日 勤 午前8時30分～午後5時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は8人以内です。）
- ◇ 深 夜 午前0時30分～午前9時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は14人以内です。）
- ◇ 準 夜 午後4時30分～午前1時15分 （看護職員1人あたりの受け持ち患者は14人以内です。）

また、全病棟において、入院される方のご負担による付き添い看護は認められておりません。

◇ 急性期一般入院料4

急性期一般入院料4 25対1急性期看護補助体制加算	東病棟 南病棟
------------------------------	------------

◇ 地域包括ケア病棟入院料2

地域包括ケア病棟入院料2 看護職員配置加算	北病棟
--------------------------	-----

2. 入院時食事療養費について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院時食事療養費（Ⅰ）の承認を受けております。

入院されている方の食事については、医師の指示により、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）適温にて提供しております。

入院時食事療養費（Ⅰ） 特別食加算 食堂加算	急性期病棟【入院時食事療養費（Ⅰ）、特別食加算、食堂加算】 地域包括ケア病棟【入院時食事療養費（Ⅰ）、特別食加算、食堂加算】 （但し、特別食加算については、厚生労働省告示に基づく特別食が提供された場合のみ）
------------------------------	---

3. 入院診療計画、院内感染防止、医療安全管理体制及び褥瘡対策等について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣の定める院内感染防止対策、医療安全管理体制対策及び褥瘡対策の基準を満たしております。

4. リハビリテーション等について

当院では、厚生労働大臣の定める施設基準に基づき、リハビリテーション等の承認を受けております。

5. 救急医療及び医療連携について

当院では、地域の医療業務（入院治療を必要とする重症者を収容し、治療する。）に協力する救急病院として告示されております。ついては、このような重症者等への治療が円滑に行われるようご協力をお願い申し上げます。

また、地域の医療機関等との連携を図り、来院された方々のQOL向上に資するため、より一層の努力をしておりますので、ご理解とご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

6. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進して行く観点から、領収書を発行する際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。なお、明細書には薬剤の名称や実施された検査項目等が記載されるため、代理の方が会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない場合は会計窓口へお申し出ください。

7. 寝具類について

当院に入院される方の療養上必要な寝具類については、施設内に常備されております。また、病衣の貸与などを希望される方は、病棟ナースステーションまでお申し出ください。